

調 書 (決定)

事件の表示	平成19年(才)第126・9号
決定日	平成19年10月11日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	横 尾 和 子 甲 斐 中 辰 夫 泉 才 徳 治 才 口 千 晴 涌 井 紀 夫
当事者等	上 告 人 m r k o n o 被 上 告 人 東 京 都 同 代 表 者 知 事 石 原 慎 太 郎
原判決の表示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第2296号(平成19年6月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成19年10月11日、

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮 下 裕 章 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 宮 下 裕 章

